不正経理記録等非公開処分取消請求控訴事件

訴訟物の価格 金1,600,00円 手数料額 金19,500円

郵券 500x12 200x4 100x2 80x2 50x2 20x20 10x10 合計 7 , 7 6 0 円

控 訴 状

控訴人(原告) 寺 町 知 正

控訴人(原告) 山 本 好 行

被控訴人(被告) 岐阜県知事 古田肇 岐阜市薮田南2丁目1番1号

2005年3月9日

名古屋高等裁判所 御中

控訴人(原告) 寺 町 知 正 岐阜県山県市西深瀬208番地の1 TEL・FAX 0581-22-4989 控訴人(原告) 山 本 好 行 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼1048番地の1 TEL・FAX 0585-55-2627

記

上記当事者間の岐阜地方裁判所民事第2部平成14年(行ウ)第19号不正経 理記録等非公開処分取消請求事件について,2005年2月23日に言い渡され た後記判決は,控訴人(原告)敗訴部分につき不服であるから,控訴をする。

原判決の表示

主文

- 1 被告が原告ら及び選定者らに対して、平成14年9月24日付けでした別紙 1の1から6までの公文書部分公開決定(ただし、平成16年2月23日付 でした別紙4の変更決定後のもの)のうち、別紙2の非公開部分番号13及 び14の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした各処分をいずれも取 り消す。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し,その4を原告の負担とし,その余を被告の負担と する。

控訴の趣旨

- 1 原判決中,控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人が控訴人ら及び選定者らに対して,平成14年9月24日付けでした別紙1の1から6までの公文書部分公開決定(ただし,平成16年2月23日付でした別紙4の変更決定後のもの)のうち,別紙2の非公開部分番号1ないし12の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした各処分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は,第1審,2審とも,被控訴人らの負担とする。 との判決を求める。

控訴の理由

原判決は,控訴人敗訴部分につき,岐阜県情報公開条例の解釈及び事実認定を 誤っているから,取り消されるべきである。

理由の詳細は、別途、準備書面をもって提出する。

以上